

会計検査院規則第六号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条の六の規定に基づき、会計検査院情報公開
・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年四月一日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則の一部を改正する規則

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則（平成十三年会計検査院規則第三号）の一部を次の
ように改正する。

第四条第一項中「審査会設置法第八条第三項第一号に規定する行政保有個人情報」を「審査会設置
法第八条第三項に規定する保有個人情報」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院情報公開・個人情報保護審査会規則（平成13年会計検査院規則第3号）（抄）

下線部分が改正箇所

改正後	改正前
<p>(院長の申出)</p> <p>第四条 院長は、会計検査院法第十九条の四の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号。以下「審査会設置法」という。）第八条第二項第一号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されている情報又は会計検査院法第十九条の四の規定により準用される<u>審査会設置法第八条第三項に規定する保有個人情報</u>（以下「保有個人情報」という。）に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(院長の申出)</p> <p>第四条 院長は、会計検査院法第十九条の四の規定により準用される情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号。以下「審査会設置法」という。）第八条第二項第一号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されている情報又は会計検査院法第十九条の四の規定により準用される<u>審査会設置法第八条第三項第一号に規定する行政保有個人情報</u>（以下「保有個人情報」という。）に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。</p> <p>2 (同左)</p>